平成２８年（フ）第５１号
愛知県春日井市知多町４丁目70番地　ボナールU104号
債務者　浅野　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９９６号
大阪市淀川区西中島４丁目12番19号　ユタカ荘　206号
債務者　角田　謙二
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８２号
大阪市城東区今福西５丁目１番16号アインス蒲生８Ｈ
債務者　佐藤　重利
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４２号
大阪市東住吉区西今川４丁目９番７号　メゾン栄305号
債務者　中川　愛子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４３号
大阪府東大阪市瓢箪山町15―11サンシャイン藤川205、住民票上の住所岡山県真庭市山田879番地
債務者　開田　琴美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４８号
大阪府茨木市水尾２丁目６番24号　パールコート茨木103号
債務者　中島　　弓
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５４号
大阪市東住吉区鷹合１丁目１番２―303号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地47棟503号
債務者　岩田　　守
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７７号
大阪府守口市東光町３丁目21番14号
債務者　山口　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０８号
大阪市淀川区東三国５丁目７番15号メゾン三国３Ｆ―３Ｃ号
債務者　谷口美千代
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０９号
大阪市東淀川区豊里７丁目19番21―401号
債務者　武仲　正之
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１３号
大阪市平野区瓜破２丁目１番58号　エステートＧＥＮ402号
債務者　小松　典行
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２号
さいたま市浦和区元町３丁目12番13号　リバティハイツ202号
債務者　須藤　孝夫
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
埼玉県加須市花崎４丁目17番地10　ハイツベルデ203
債務者　布川　　正
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
埼玉県吉川市大字平沼1655番地６
債務者　熊谷　和人
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
山口県山陽小野田市須恵３丁目５番９―305号（市営住宅Ｈ―２棟35号）
債務者　神代　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第７４号
沖縄県豊見城市字平良103番地３　ハウスＧ・Ｏ201号
債務者　大城美香子（旧姓西﨑）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７７号
沖縄県中頭郡西原町字翁長570番地　（２Ｆ）
債務者　光永　　光
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部